

## 標準貨物利用運送約款の一部を改正する告示について (概要)

### 1. 背景

貨物自動車運送事業における適正な運賃・料金の收受等の取引環境の改善に取り組むため、自動車局貨物課において平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」(以下「検討会」という。)を立ち上げ、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところ、当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料(手待ち時間料金)等が十分に收受できていない実態を踏まえ、適正な運賃・料金の收受のため、運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別立てで料金を收受できる環境を整備する必要があるとされた。

このため、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款(平成2年運輸省告示第575号)の一部を改正する等、所要の改正を行ったところであり、標準貨物利用運送約款においても、同様の改正を行うこととする。

なお、改正の対象となる標準貨物利用運送約款は以下のとおり。

- ・標準貨物自動車利用運送約款(平成2年運輸省告示第579号)
- ・標準鉄道利用運送約款(平成2年運輸省告示第588号)

### 2. 概要

#### ○ 標準貨物利用運送約款の一部改正

※ 標準貨物自動車運送約款の一部改正と同じ

- ア 発地又は着地における荷待ちの対価として「待機時間料」を、発地又は着地における積込み及び取卸しの対価として「積込料」及び「取卸料」を收受することを規定する。
- イ 運送状等の記載事項について、料金の具体例として「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」を、その他の費用として「燃料サーチャージ、有料道路利用料」を規定する。
- ウ 貨物の積付けは、貨物利用運送事業者が行うことを規定する。
- エ 貨物の積込み又は取卸しは、貨物利用運送事業者が料金を收受する場合は、貨物利用運送事業者が行うことを規定する。
- オ 附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加する。

### 3. スケジュール

公 布：平成29年10月30日  
施 行：平成29年11月 4日